

令和6年度 第1回阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】 令和6年10月21日（月） 午後3時00分から開催

【開催場所】 阪南市役所3階 全員協議会室

【出席委員】 委員15名中、14名の出席の下、開催した。

下村 泰彦、日野 泰雄、瀬田 史彦、中村 秀人、角野 信和、福田 雅之、
見本 栄次、百々 麻希、奥野 英俊、相良 修一郎、富岡 弘、吉田 美智子、
有本 卓純、小谷 祥二

【欠席者】 佐久間 康富

【傍聴者】 1名

【案 件】

- ①会長、副会長の選出について
- ②会議及び会議録の公開について
- ③南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
- ④特定生産緑地の変更について（諮問）

【結 果】

- ・本審議会の会長に、日野委員が選出された。
- ・本審議会の副会長に、下村委員が選出された。
- ・会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）に対して、出席委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。
- ・特定生産緑地の変更について（諮問）に対して、出席委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。

【質疑応答】

○南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

○特定生産緑地の変更について（諮問）

（委員）仮に貸農園として利用する場合は生産緑地として指定できるか。

（事務局）生産緑地法の主旨から言うと、土地所有者が、小作権がある借り主の同意を得た上で指定申出をするのであれば、指定する考えである。

（会長）貸農園や家庭菜園という形態であっても、借り主の同意書があれば、積極的に残していこうということである。この件について他にあるか。

（委員）所有者の死亡または故障等により生産緑地が解除することができることに加えて、農地法が改正されて、土地の譲渡や利用方法を変えることが以前より簡易簡便になった中で、貸すという方法での指定は適切か。市街化を進めていく市街化区域内で、誘導や規制をかけながらも、緑地・空地等を確保していかなければならないということだとは思いますが。

（事務局）承知した。別途、農地以外の利用方法で小作権設定が可能かを確認する。

（会長）死亡や故障による原因と違って30年経過の場合は、貸農園という有効利用で生産緑地の継続ということもあり得ると思う。都市にあるべきものとして、生産緑地を残していくために法律がある中で、どのように運用していけるのかという観点で検討して欲しい。

（事務局）承知した。

（会長）本市は立地適正化計画を策定しているので、単に生産緑地の増減だけでなく、立地適正化計画の中のゾーニングに対してどう変化したのかを把握し、他の関連計画もあるとは思いますが、どこに重点的に残すか等も検討して欲しい。

また、生産緑地だけでなく、幅広く都市計画に関わる問題について、本審議会委員の意見を聞く機会の設定もお願いしたい。

（委員）生産緑地は維持すべきと考えているのか、それとも減らして行った方がいいと考えているのか。生産緑地は固定資産税が低いため、市にとっては生産緑地が減った方が税金は多く取れると思う。

(事務局) 都市計画の観点からは、良好な生活環境、災害時などのための空地の確保という位置づけであるため、一定必要であり、残していくべきものだとして生産緑地を指定している。

(会長) 繰り返しになるが、生産緑地をどこに残していくか、重点的に人が集まるところと、各種計画を踏まえ、緑地・空地等をどのように残すのかを検討してもらいたい。

基本的には生産緑地は残していくべきものだということでも理解いただきたい。他に意見が無ければ、両案件については原案どおり答申するという事によろしいか。

(委員一同) 異議なし。

【その他】

○ごみ焼却場について

(事務局) 今般、泉南市の都市計画審議会の中でごみ焼却場の建て替えについて、都市計画決定に向けた手続きを進めることについて情報提供した。

(会長) あくまで情報提供ということだが、質疑等はないか。

(委員一同) 特になし。

【午後4時40分閉会】